

## 法改正によるテキスト一部変更のお知らせ

(平成 27 年 5 月 23 日現在)

法改正に基づき、極テキスト（INPUT編）の記述の一部を変更しましたので、お知らせ致します。

### 【不動産登記法 I】

頁数	場所	誤	正	訂正日
86	(2) ④※	※本国官憲作成の署名証明書 or 日本にある、その者が所属する国の大使館が発行する署名証明書。	※本国官憲作成の署名証明書 or 日本にある、その者が所属する国の大使館・領事館が発行する署名証明書。  登記義務者が印鑑登録をすることができない外国人の場合、日本の公証人の作成した署名証明書の提供をもって、印鑑証明書に代えることができる（登研 828 号参照）。	2017/05/23

(注) 日本の公証人が作成した署名証明書についても、その適格性が認められるとした。

### 【供託・司法書士法】

頁数	場所	誤	正	訂正日
83・89	例外 c 1 行目	還付請求をする者が <b>個人</b> であり、その者が <b>提示</b> した以下のいずれかの書面により、その者が <b>本人であることの確認をすることができる</b> 場合(規26Ⅲ②)	還付請求をする者が <b>個人</b> であり、その者が <b>提示</b> し、かつ、その <b>写しを添付</b> した以下のいずれかの書面により、その者が <b>本人であることの確認をすることができる</b> 場合(規26Ⅲ②-平29.3.13施行)	2017/05/22
	(注 3) ⑤	取戻請求をする者が <b>個人</b> であり、その者が <b>提示</b> した以下のいずれかの書面により、その者が <b>本人であることの確認をすることができる</b> 場合(規26Ⅲ②)	取戻請求をする者が <b>個人</b> であり、その者が <b>提示</b> し、かつ、その <b>写しを添付</b> した以下のいずれかの書面により、その者が <b>本人であることの確認をすることができる</b> 場合(規26Ⅲ②-平29.3.13施行)	

(注) 運転免許証等の各書面を提示するだけでなく、その写しを添付することが必要となりました。  
—平成 29 年 3 月 13 日施行